

火災予防分野における点検技術評価指針

令和6年3月25日

火災予防分野における点検技術評価会議開催要綱第2条に基づき、「火災予防分野における点検技術評価会議」（以下「評価会議」という。）における評価に関して必要な事項を次のとおり定める。

（評価の対象）

第1条 評価の対象は、次に掲げる点検における新たな点検技術とする。

- （1）消防法第8条の2の2の規定による防火対象物の点検
- （2）消防法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検
- （3）消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の2の規定による防災管理対象物の点検

（評価申請に係る手続）

第2条 評価を受けようとする者は、点検技術評価申請書（様式第1号）及び添付図書（以下「申請書」という。）を消防庁予防課に提出するものとする。

ただし、すでに消防庁予防課に提出した書類が、申請書に記載すべき内容を満たしている場合には、その書類をもって、本項に定める申請書に代えることができる。

（評価項目）

第3条 評価会議においては、次の事項について評価するものとする。

- （1）第1条各号に掲げる点検における点検基準に適合していること。
- （2）点検要領に定める点検方法によらない新たな点検技術であること。
- （3）使用方法が明確であること。
- （4）既存設備に悪影響を及ぼさないこと。
- （5）点検に伴い危害が生じないこと。
- （6）実際の点検時に活用できることが実証されていること。

（評価結果）

第4条 評価会議において、前条各号に定める事項により評価を行い、従来の点検方法に代えることができると認められた点検技術については、消防庁ホームページに掲載するものとする。

(通知)

第5条 前条により消防庁ホームページに掲載する場合には、消防庁予防課は、申請した関係者に対し通知するものとする。

附 則

この指針は、令和6年3月25日から施行する。